

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
1	今後、応急仮設住宅を他に活用するため改修を行う費用に対し、県単独事業による補助があるとよいと考える。	野田村	<p>応急仮設住宅を用途廃止後に復興の用途として活用するための改修費用には、復興交付金（効果促進事業）や震災復興特別交付税の活用が考えられ、復興交付金の活用例としては、県で行っている工事従事者のための仮設宿舍施設への転用をしている例があります。</p> <p>また、特別交付税の活用例としては、県が行っている他県からの応援職員用仮設住宅へ活用例があります。</p> <p>県単独事業による補助は困難ですが、個々の具体的内容についてお知らせいただければ、活用事例を紹介するなど、御相談に応じていきます。</p>	復興局 まちづくり再生課
2	Uターン等で町に戻った人は罹災証明書がないため、応急仮設住宅には入れても現時点では災害公営住宅の入居要件を満たさない。民間アパートの家賃は月6万円前後に高騰しており、町に戻っても住む場所に困る状況のため、罹災証明書がなくても災害公営住宅に入居できるよう要件緩和等の対策を検討してほしい。	大槌町	<p>災害公営住宅の入居要件は、法律で規定されていることから、直接的な入居要件の緩和は難しいと考えます。</p> <p>しかし、今後、災害公営住宅の整備が完了し、入居する可能性のある被災者がいなくなれば、目的外使用計画の承認を受けることにより、被災者以外の利用が可能になる場合がありますので、具体的な要望に応じて国と協議していきます。</p>	県土整備部 建築住宅課
3	平成28年度以降の国の「復興・創生期間」においても、各種復旧・復興事業の推進を図るため、復興交付金や震災復興特別交付税の拡充などにより、復興事業に係る自治体負担をできる限り軽減するとともに、被災地向けの税制上の特例措置や各種規制緩和、人的支援の継続など、被災地に寄り添った対応をお願いしたい。	大船渡市	<p>県では、これまでも機会を捉えて、復旧・復興事業の迅速かつ着実な推進のため、国への要望を続けてきたところですが、12月2日にも、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 復興に必要な予算の確実な措置</li> <li>② 復興交付金の確実な予算措置及び制度の柔軟な運用</li> <li>③ 社会資本整備総合交付金（復興）の復興の進捗に応じた予算措置</li> <li>④ 被災地復興のための人的支援・財源措置</li> <li>⑤ 復興特区制度の適用期間の延長及び柔軟な運用</li> </ol> <p>等について、国への要望を行ったところです。</p> <p>平成28年度以降の復旧・復興事業に係る政府方針決定にあたっては、県・市長会・町村会合同要望など市町村や他県と連携し、強力に国への要望活動を行ったところでありますが、今後とも、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、被災地の実情を説明し、被災地に寄り添った対応を求めています。</p>	復興局 復興推進課
4	被災（移転）跡地となる宅地について、防災集団移転促進事業により買取を行っているが、これらの土地は連坦しておらず、また、売却を希望しない方もいることから、買い取る土地が点在することとなり、被災（移転）跡地の有効活用が進捗しない状況となっている。被災（移転）跡地を活用したまちづくりを円滑に進めるための新たな方策や手法の提示、既存制度の改善などとともに、特に平成28年度以降の国の「復興・創生期間」における予算確保についてお願いしたい。	大船渡市	<p>移転跡地の利活用については、新たな制度・手法の検討、効果促進事業の柔軟な制度運用、土地交換の障害となっている登録免許税と不動産取得税の免除、平成28年度以降の予算確保等について、国に対して要望しているところであり、移転跡地の利活用のため引き続き取り組んでいきます。</p>	復興局 まちづくり再生課

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
5	被災地における労働力不足対策の推進について、次の事項について、特段の配慮をお願いしたい。 (1) 被災地における建設、介護及び水産関係の就職促進や教育訓練など、労働力不足対策を強化すること。 (2) 労働力不足の解消に資するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充を図るとともに、外国人労働力の導入に向けた職業訓練など、各種支援策を強化すること。 (3) これらの事業の推進を図るため、十分な財政支援措置を講じること。	大船渡市	県では、これまで建設、介護・保育及び水産加工分野等人材不足が顕著な分野の業界団体に対して、賃金等の改善要請を行うとともに、地域外からの人材確保のため、県内中小企業が大手就職情報サイトを活用するための経費への補助等の実施、水産加工分野においては、ハローワークや市町村等の関係機関と連携した企業見学会や面接会の開催などマッチング機会の提供に取り組んできました。また、被災地の復興を促進するための建設人材を育成するため建設重機の操作等を習得する訓練や企業実習付きの介護分野の訓練を実施するなど、被災地における人材不足分野への就職を目指す離職者等の支援を行っており、今後においても、これらの人材確保や職業訓練の取組を強化することとしています。 併せて、女性や高齢者を含めた全ての人々が安心して就労できる環境を整備するため、長時間労働の抑制、休暇取得の促進など「働き方改革」への取組を関係団体に要請しているところです。 外国人技能実習制度については、技能実習制度の適正化や拡充を内容とした外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が国会に提出されており、国の法改正の動向を把握し、適切に対応していきたいと考えています。	商工労働観光部
6	永続的かつ適切な水産資源確保対策の推進について、次の事項について、特段の配慮をお願いしたい。 (1) 水産資源の適正な把握及び管理に一層取り組むこと。 ① 資源量評価の一層の推進 ② 投入量規制、技術的規制及び産出量規制の効果的な推進 (2) 資源管理ルール徹底のための取組を強化すること ① 密漁をはじめ、法令違反の取締り強化と厳罰化 ② 生産者に対する水産資源の適正水準確保に関する啓発	大船渡市	(1) 現在、国と県の漁業調査船が協力して水産資源の調査を行い、その結果を基に、国の研究所が中心となって、主要魚種52種類84系群について資源評価を実施しています。県は、この他に、地先の重要魚種について、資源調査と評価を実施しており、今後とも国と連携して水産資源の調査や評価に取り組んでいきます。 また、日本の漁業は、諸外国と比べ、漁船数が格段に多く、小型漁船の割合も極めて高く、漁業実態も複雑なことから、その漁業の特性に合わせて、投入量規制及び技術的規制などの資源管理手法を組み合わせた対策が取られており、県としても、その効果的な運用に今後とも取り組んでいきます。 (2) 県は、平成26年10月に高速漁業取締船「はやちね」を代船建造し、「岩鷲」との2隻による沿岸漁業の密漁取締や操業指導体制を維持強化するとともに、沿海地区漁協と連携したアワビ密漁監視等に取り組んでいます。 また、県は、国の資源管理・漁業経営安定対策制度に基づき、岩手県資源管理協議会を設置し、漁業者や産地魚市場関係者等と地先の水産資源の状況やその資源管理方策等について意見交換等を行っており、引き続き啓発に努めていきます。	農林水産部
7	中小企業等復旧・復興支援事業(グループ補助)の拡充について、次の事項について、特段の配慮をお願いしたい。 (1) 事業用地の造成をはじめ、関連事業の進捗を考慮するなど、地域の実情に応じた、事業の継続実施を図ること。 (2) 事業再開を目指す中小事業者の現状を踏まえ、遡及適用や単独申請など条件緩和を図ること。	大船渡市	(1) 被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、そのためにも、国に対して中小企業等グループ補助金の事業継続や既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための予算措置を講じることを国に要望しており、平成28年度政府予算案にグループ補助金の予算が盛り込まれております。 (2) グループ補助金の遡及適用は、震災発生直後の混乱時期を踏まえて平成24年度まで実施されたものであることから、国の意向を踏まえると、再度訴求措置を講じることは困難と考えています。 なお、グループ補助金では、既に認定したグループに構成員として追加することが可能ですが、それが困難な事業者には、市町村と連携した中小企業被災資産復旧事業費補助金により、事業者の復旧を支援していくこととしています。	商工労働観光部

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
8	「岩手県広域道路整備基本計画」の中で、大船渡市と東北横断自動車道釜石秋田線を結ぶ大船渡遠野連絡道路が交流促進型広域道路として位置づけられている。本路線は震災からの復興や交流人口の増大などを図るうえで重要な役割を果たすものであり、早期整備を切望する声が高まっている。ついては、国において「復興支援道路」に位置づけて整備が進められている東北横断自動車道釜石秋田線に接続する本路線の整備に早期に着手するようお願いしたい。	大船渡市	東北横断自動車道と大船渡市を結ぶアクセス道路の整備については、それぞれの道路の果す役割を勘案するとともに、事業の規模や交通量、周辺の道路ネットワーク状況等も考慮しながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。	県土整備部 道路建設課
9	大船渡港湾施設の復旧・整備と利用促進について、港湾物流機能の再生・拡大、企業誘致による雇用の創出などにより地域経済の振興を図り、震災からの早期復興を推進するため、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。 (1) 岸壁、ふ頭用地、臨港道路などの港湾施設の復旧・整備の推進 (2) 永浜・山口地区工業用地の早期完成、雇用創出につながる企業への早期売却及び大船渡市の意向を反映した土地利用の推進 (3) 港湾施設使用料の低減と国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度の創設 (4) 港湾物流に係る県営上屋の設置 (5) 大規模地震に対応した耐震強化岸壁の整備	大船渡市	(1) 茶屋前ふ頭・野々田ふ頭の港湾施設については、現在災害復旧工事を進めているところであり、港湾利用者と調整しながら、引き続き復旧・整備を推進します。 (2) 永浜・山口地区工業用地については、平成27年度に工事を完成する予定となっており、平成28年度中に企業への売却を行うこととしています。工業用地への産業集積に当たっては、地元市の意向が重要であることから、今後とも市と情報共有を図りながら土地利用を推進していきます。 なお、当該用地については、複数社から立地の意向が示されており、引き続き、大船渡市と連携を図りながら早期立地に向けて取り組んでいきます。 (3) 利用促進等に向けた制度創設については、船主や荷主の意向、企業の物流動向等を踏まえ、利用目的や効果等を考慮しながら検討を進めていきます。 (4) 県営上屋については、企業誘致や港湾取扱貨物量の見通しなどを踏まえ、必要に応じて検討していきます。コンテナ用市営上屋については、現在市において建設を進めているところであり、円滑な施設整備が図られるよう調整していきます。 (5) 耐震強化岸壁については、緊急輸送道路や防災拠点へのアクセス、背後圏人口など立地条件を総合的に検討し、さらに、今後の港湾施設の利用状況を勘案のうえ港湾計画に位置付けた後に整備手法について検討を進めていきます。	県土整備部 港湾課 (1)～(5) 商工労働観光部(2)